

随意契約理由書

本工事は、令和 5 年 5 月 7 日の豪雨により、一級河川余野川の豊能郡豊能町川尻地内外において発生した護岸崩壊のための応急復旧工事を行うものである。

護岸崩壊箇所の背後地には民有地が近接しており、速やかに護岸の補修を行い、安全を確保する必要がある。このため、「特に急迫を要する緊急の工事」として、直ちに発注の必要があるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に基づき緊急随意契約を行うものである。

施工業者については、災害時等施工能力事前審査認定業者の登録を受け、過年度には当該河川の応急復旧工事を受注し完了した実績を有するとともに、現在本河川をはじめとする当該地域の河川砂防維持修繕に係る単価契約工事を受注し、緊急に資機材及び人員の調達可能な業者を選定するものである。